

令和7年
第4回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 4 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午後 3 時
会場 208・209 会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 事務報告

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

4 議事

議案第 1 号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について

議案第 2 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例について

議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第 5 号 生産緑地等農地の肥培管理基準の改正について

5 その他

(1) その他

6 閉会

令和 7 年第 4 回立川市農業委員会総会

令和 7 年 4 月 25 日 (金)

立川市役所 208・209 会議室

議席	氏名	議席	氏名
1 番	鈴木 豊君	10 番	鴻地 文武君
2 番	嶋田 貞芳君	11 番	岩崎 紗矢佳君
3 番	高杉 晋一君	12 番	高橋 浩久君
4 番	内野 智行君	13 番	宮岡 広行君
5 番	橋本 良子君	14 番	田中 佐一君
6 番	浅見 恵子君	15 番	清水 茂男君
7 番	宿谷 豊君	16 番	川野 進君
8 番	横幕 玲子君	17 番	岡部 良己君
9 番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 東島 信幸君

午後3時03分 開会

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。また、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

いよいよ令和7年度もスタートしまして、人事体制も新たになりましたので、今後とも事務局の皆様方にはいろいろとお世話になるかと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで1点、東京都の農業会議所の理事会等が有りまして、何点か東京都からの補助事業とか新規事業もあつたりするんですね。特に農業委員会に関わるところなんですが、都農地円滑化法に対しての10年以上の奨励金の金額が大幅に変わりました。まず、市街化区域。私どもの住んでいるところは区と市が同じ金額で、今まで市の場合は20万円、区が30万円。それがすごく大幅に上がって、10a当たり120万円です。だから、100a貸したら1000万円以上になると。それは普通はあり得ないんですけども、東京都もすごいねといった話もしたんですけども、あともう1点は、立川の場合は調整区域があります。西多摩のほうには農振地区があります。そちらのほうも奨励金の金額が大体倍に上がりました。

ただ、先ほどの我々市街化区域に対しては賃貸借、要は有料の場合のみです。使用貸借には奨励金は出ませんので、今までどおりです。あと、調整区域とか農振地区は使用貸借でも奨励金は出ます。どちらでも出るということで、今までうちのほうだと10万円が倍の20万円、農振地区のほうは、今までが20万円だったのが今度は40万円と倍になったんですね。なので、ぜひそういうところも、今後リーフレットを農業会議所のほうで作成するかと思いますので、こちらのほうもいろんな方面で御案内できればと思っております。

今後、農業振興係のほうからまた連絡があると思うんですが、特に認定を受けている方は、何点か新規事業が有りまして、とにかくこれからは暑さ対策、暑いですよね。東京都としましても命に関わることもありますので、冷房というか暑さ対策に対

しての東京都の事業と、もう1点、これもいいなと思ったのは、ビニールハウスの張り替えについても補助金が出るということです。それはいろいろな規制がありまして、ただ張り替えではなく、例えばオレンジ色っぽい防虫ネットを張った場合とか、今までではほとんどの方が10年ぐらいもつビニールを張ってあったと思うんですけども、それがもっと長い期間対応できるビニールのみが補助金の対象になる。20年というのがあるという話なんですけれども、そういう長いのが対象になってくるんじゃないかなという、その辺はまた市のほうにも案内が来ると思いますので、細かいことはまた追って説明等があると思いますので、その際はぜひ御利用いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年度第4回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 まず初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回、今日は、13番の宮岡委員、14番の田中委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が3件、一括して事務局より報告をお願いします。

局長 報告事項(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について御説明させていただきます。

着座にて失礼します。

それでは初めに、報告事項(1)事務報告を行います。

4月11日（金）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催され、会長、事務局が参加をいたしました。

同日、農業委員会職員基礎研修会が開催され、事務局が出席をしております。

4月17日（木）、東京都農業會議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

4月18日（金）、都市農地制度基礎研修会が開催され、事務局が出席いたしました。

委員会といたしまして、4月15日（火）に4月の総会に向けた現地調査を、25日（金）午後3時より第4回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

5月14日（水）、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が出席を予定しております。

5月20日（火）、東京都農業會議理事会・常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

5月23日（金）、生産緑地・円滑化法研修会が開催され、事務局が出席を予定しております。

同日、北多摩地区農業委員会連合会の通常総会が開催され、会長と事務局が出席を予定しております。

委員会といたしましては、5月15日（木）、5月の総会に向けた現地調査を、26日（月）午後3時より第5回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は若葉町1丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は1, 613m²。転用目的は駐車場用

地でございます。周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の3件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町4丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況は畠と公衆用道路。面積は799m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は柏町4丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況は畠と公衆用道路。面積は1,174m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は一番町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,188m²。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問等があったらお願ひしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について御説明をいたします。

現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、宿谷委員、田中委員、清水委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果のほうを御説明させていただきます。

農地の所在、借受人、貸付人については記載のとおりでございます。

略図のほうを御覧ください。何枚かめくっていただきまして、

略図は砂川五番交差点の北西に広がる農地となっております。

事業の内容としまして、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、植木の生産を行うというものになります。この農地は、昨年、相続税の納税猶予による適格者証明を取られた農地でございまして、現在、所有者は農業以外の仕事も行われているため、農業委員の皆様から、貸借も含めた管理について提案をさせていただいたものとなります。

審査要件①として、全部効率利用要件ですけれども、借受人は市内に1万9,000m²以上の農地を所有し、家族も含め3名で経営をされております。必要な農機具についても十分保有をされており、経験も十分となってございます。また、貸付人も1割以上の従事をすることとなってございます。

続きまして、審査要件②として、農作業の常時従事要件ですけれども、申請者の従事日数が年間240日となっておりますので、要件を満たしているものと考えております。

続きまして、審査要件③ですけれども、地域との調和要件になります。隣接した畑に留意しながら農薬等散布は防除基準に従うこと、また、都市環境に適した樹種を栽培管理し、生産していくとのことですので、問題が生じることはないものと考えております。

また、法律における要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など複数の要件のうち1つ以上を満たす必要がございます。本計画では、都内の住宅向けの出荷が多いため、その需要に合わせた樹種、具体的には常緑の中低木を中心に選定して生産する予定とのことです。地域の特性に合わせた作物の導入という点で要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第1号について、現地確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、宿谷委員お願いします。

7番 まず、この畠の境界は全てしっかり出ておりました。また、この人は働き手が3人いるので大丈夫かなと。また、日頃から植木生産に対して前向きで、一生懸命やっている方なので大丈夫だと思います。また、保有している農機具を確認しましたけれども、記載のとおりちゃんとありました。

以上が報告です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、田中委員、お願いします。

14番 持っている農家のほうも、結構畠はうなっているばかりであります、2月の北風が結構強いとき、周辺住民に土ぼこりの関係でちょっと苦情もらっていたんですよ。ですから、こういうふうに借り手がいたほうが、周辺住民にも土ぼこりがなくて、とてもいいなと思っています。借り手のほうは、ふだんから真面目でよくやっていまして、行った日も、低木を中心に植えてあって、出荷するまで3年4年というふうな日数がかかるというようなことを言っていましたので、大変立派な方だと思いますので、いいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、清水委員、お願いします。

15番 畠のほうはきちんと耕作されていまして、また、植木のほうも既に低木が植えられていました。近隣との関係も、木の枝が隣の畠のほうに行かないようにということで、畠の周囲は全て道路が設置されていて、木の搬出入等にも使えるということで、なかなか考えていらっしゃるということで、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 皆様からありましたとおり、問題ないと思います。貸主のほうは、去年の相続が発生したときに体力的にややきついような印象を受けましたので、貸借が成立して、より適切な農地の管理ができると思います。

現地確認についてはそれでいいんですけども、申請書自体にちょっと質問がある場合は、いつ質問すればいいでしょうか。

議長 では、今お願いします。

11番 この事業計画の認定申請書と、今この契約書がついていると思うんですけども、質問なんですけれども、前回の3月の総会のときにも貸借があって、そのときは農薬とか適正配置についてのチェックリストがついていたと思うんですね。この4月から変わりますよといって。これについて、4月から法律が変わって、3月は任意だったと思いますけれども、4月はそれがないと確認したことにならないと思うんですけどもというのが1点。

次に、この申請書の中の事業計画の下のところに存続期間10年間というところがあって、その左側の始期というところが令和7年で空欄になっていると思うんですけども、事業計画の中には始期と期間を書かなければいけないというのが法律に決まっていて、その内容が適切かどうかというのを契約書とかをエビデンスにして審議するのが総会の議題だと思ったんですけども、ここに日付が入っていないのは何ででしょうかというのが質問の2つ目。

それから、3つ目なんですけれども、それを担保するという趣旨だと思いますけれども、契約書の添付を求めていると思うんですが、契約書の1ページ目の2のところに貸借の期間というのが入っていて、令和7年6月1日から令和17年5月31日までの10年間とあるんです。その裏のページに表1というのがあって、表1は何かというと、1ページ目の1のところで、「表1に記載する土地の使用貸借による権利を設定し貸し付ける」とあるんですが、表1では始期が令和7年5月1日から10年間となっていて、そうすると、2の貸借の期間は6月1日

となっていることと矛盾すると思うんです。こここのところの確認が必要だと思います。

さらに言うと、この契約書自体に日付が入っていないくて、でも、押印がされているというところがありまして、契約書自体がこの総会に上程される以前に判子を押していても、押していくなくてもそこはどっちでもいいということだったと思うんですね。契約しようとする者はということで、仮に判子を押してある契約書であっても、総会の認定が下りない限りその契約は効力は出ないと、農地法3条に基づいて効力は出ないということなので、案の状態で判子が押してあるないはそれはそれでいいんだと解釈しているんですが、内容として矛盾している、あるいは絶対に日付が必要な事業計画のところに日付が入っていない。この状態で総会の審議をして決定してもその要件を満たしたことを見認していないということになってしまふので、この辺については適切な処理をしないと総会の議事自体が法律にのっとっていないことになってしまふと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

係長 ただいま委員から質問がございました件について御説明させていただきたいと思います。

まず、契約書のほうからでよろしいでしょうか。契約書につきましては、農業委員会に提出いただきました書類を作成していただきまして、案ということで作成していただいたものの写しとなります。ですので、そのときに、立川市農業委員会分ということで、その際には押印をしていただいたというところになります。ですので、そちらについては、いわゆる原本の写しとしてコピーをいただいたわけではないんですけども、本人からいただいたものとなります。

2の貸借の期間につきましては、次のページに出ているとおり、令和7年の5月1日というのが正しいものでございます。その際に、初め、その時点でこここの部分を空欄で御提出いただきまして、審査の段階でこちらに記入をその場所ですればよかったですですが、その後、内部でいろいろ確認をしたときに、日

付を本来でしたら、令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間とするという話を聞いていたので、そちらに補記するべきでございましたが、そちらを間違えて6月1日からとしてしまいました。こちらについては、申し訳ございません、訂正させていただければと思います。

あとは、チェックリストのほうですけれども、4月1日から法律の改正がございまして、申請の段階では、まだ、チェックリストの対象ではなかったので御記入いただけなかったんですが、現地調査の際に聞き取り調査をさせていただきまして作成をさせていただいております。本来こちらに添付すべきものでございましたが、後ほど写しをお配りさせていただければと思いますので、実際には確認して書類の作成もさせていただいておりますので、修正させていただければと思います。

11番 結局のところ、要は一番の問題なのは、総会で審議すべきは、この申請書の事業計画ですよね、認定するのは。そこが空欄だというところが一番の問題だというところは、事前に御指摘申し上げたつもりでしたけれども、現地調査の際にもお話しをいたしましたし、事前にこのメールをいただいた際も、ここに数字が入っていない、日付が入っていないものを総会で審議して、それは審議の前提を欠くものであるという指摘は申し上げたはずです。

この契約書というのは、あくまでそれのエビデンスだということだと思うんですね。なので、審議すべき対象はこの事業計画のほうだと認識しているんですけども、そこが結局空欄のままで、かつ、そのエビデンスについて、間違えました、判子が押してありますけれども間違えましたというような説明が、行政機関である農業委員会の議事として適切かどうかというのは甚だ疑問なんですけれども、どうやって今回、これはタイミング的に進めないと間に合わないとは思うんですけども、どういうふうに適正さを確保するのか、事前に指摘はしていたと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

係長 今、委員からおっしゃっていただきました事業計画の始期、

いつから始まるかというところにつきまして、御指摘があつたのですが、今回、誤って記載するのを忘れ……。すみません。

11番 そこまで。局長、または会長のほうから。

局長 事務局から、こちらの事業計画の貸借権等の始期のところが空欄になってしまっておりまして、ちょっと今回資料として確認が不足している状態にはなります。本日、実際に計画書を提出いただいた申請者が来られておりますので、こちらの始期についてはその中で、口頭で御確認をいただきまして、そして議事に載せていただき、それで適切さを担保するということで、ここは御了解いただけたらと思います。

11番 あわせて、御本人がいらっしゃるならば、計画書に補記いただければいいということですかね。いらっしゃるんだったら、そこに書いていただければいいということでおろしいですか。

事前に資料をお送りいただいているというのは、事前確認して、不備があったらば、それを当日までに直すという趣旨で事前にメールをいただいているんだと思うんですね。そのところが形式的になっていて、指摘についても対応しないというのはちょっともったいないかなと思いますので、御対応いただければと思います。

議長 それでは、今、岩崎委員からの質問の中身については、これから申請者、この方が来られたときに、再度この場で確認していただくというような形でよろしいでしょうか。

それでは、そのほかに何か御質問があつたらお願ひいたします。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行前提として、申請者に意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画などについて、

御説明などをお願いしたく、御出席をしていただくお願いをいたしました。御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私からまず初めに、質問する前に、書類申請書のほうに1点空欄の部分がありまして、この確認をしたいんです。申請書の事業計画書の「設定を受ける貸借権等」の下にある使用貸借の始期、令和7年のところに日付が記入されていなかつたんです。

申請人 5月1日です。

議長 ここが5月1日ということで、分かりました。こちらがちょっと抜けていたもので、当日ですみません。もう少し早めに確認を取ればよかったですけれども、ありがとうございます。

では、こちらは、令和7年5月1日ということでお願いしたいと思います。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されました。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。この事業計画が都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作事業に供していることが要件となっております。

そこでお聞きします。当該事業内容の詳細について御説明をお願いしたいと思います。

申請人 うちは植木の生産業を営んでおりまして、管理する畑に植木の苗木を植えて育てて、それを掘って出荷するという仕事を、その畑を利用して行います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても掲げなくてはいけません。具体的には、借受人の年間事業日数の1割程度を貸付人が従事する必要がございます。これは、将来、相続税が発生した際に主たる従事者の証明の発行を担保するため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。

そこでお聞きします。貸付人の従事作業等関与の仕方について

てお聞かせいただきたいんですけれども。

申請人 恐らく主には除草が多いと思うんですけれども、あとは、うちの管理する畑の隣にその方の畑があるものですから、そこから草なりそういうのが来ないよう、そっちのほうもちゃんとやっていただければいいのかなというふうには思っておりまます。もうほとんど草ですね。

議長 ありがとうございます。最低で1割程度ということでございますので、分かりました。

それでは、委員の皆さんで御質問がありましたらお願ひしたいと思います。

岩崎委員、お願ひします。

11番 念のための確認ですけれども、除草のほかに、見回りとか、周辺住民からの相談についても貸主さんも対応いただけるというところでよろしいですよね。それが今回のあれですものね。

申請人 そうですね。

11番 そこも、見回りもしてもらえるということですね。

申請人 はい。

11番 分かりました。ありがとうございます。

議長 そのほかにござりますか。

……質疑なしの声

議長 皆さんから御質問がないようなので、これで質問などは以上になります。

本当に一生懸命やられていますので、何の問題もないと思われます。とにかく、体には十分気をつけて、これからも農業に従事していただきたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第2号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例について御説明をいたします。

現地調査を申請人立会の下、鈴木会長、浅見委員、高橋委員、宿谷委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、申請については記載のとおりでございます。

略図のほうを御覧ください。略図は、砂川七番交差点の南西に広がる農地となっております。

事業の内容といたしましては、特定農地貸付法に基づく市民農園の開設となりまして、御自身が所有する農地を利用した市民農園を設置するというものになります。申請者が利用者と直接賃貸借契約を行う方式となります。この方式での開設については、立川市で初めての事例となります。また、本法律では、納税猶予地でも一定程度の従事が認められれば、都市農地貸借円滑化法と同様、買取申出も可能となっており、都内でも活用が広がっているものとなります。

詳細につきましては、担当の熊谷より御説明させていただきます。

係長 説明を替わらせていただきます。本法律では、開設の前の手続で、まず、立川市と申請者の間で特定農地貸付協定を締結する必要がございます。協定には申請者が適切な管理をしない場合は、協定の廃止条件を付したものであります。先日、市と申請者の協定の締結が行われております。写しはお手元に配付してございますので、御確認いただければと思います。

本総会で御審議いただきたいのは、特定農地貸付規程について疑義がないか、市民農園としての要件が合っているかという点でございます。法律により問題がない場合、承認していただ

くという流れになっております。

今回、初めての事例ですので、お手元に資料①として審議いただく項目をまとめております。現地調査のときにお配りした資料と同じものとなっております。特定農地貸付規程と一緒に御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず初めに、この市民農園が特定農地貸付法の第2条に該当する農地であるための定義がございます。資料①をご覧ください。まず、1区画の大きさが10a未満であること、1,000m²未満であるということ。区画が複数あり、複数の者に貸すことというのが条件となっております。2番目、営利を目的としない、農作物の栽培用であること。3番目、貸付期間は5年を超えないこと。4番目、農地所有者とし貸付協定を締結していることとなっております。

1につきましては、貸付規程の別表におきまして、1区画当たり7.5m²となっております。30区画を貸すこととなっております。2、営利を目的としないというところですが、規程に禁止条件として、その旨が記載がございます。3も、同様に規程に1年間の契約となっております。更新も想定しているとのことですが、政令で定められた5年間についても考慮しているということを伺っております。4については、4月3日付で立川市と協定を締結済みとなっております。

これらから、この農園の定義に合致しております、問題はないものと考えております。

次に、法律第3条第2項において、規程に記載しなくてはならないものについて御説明いたします。1から5までございます。1、農地の所在、地番及び面積、2、借りる方の募集方法及び選考方法、3、農地の貸付期間その条件、4、農地を適切に利用するための方法、5、今回設定する権利についてとございます。1から5につきましては、貸付規程及び別表に全て記載されております。

まず、1については別表に書いてございます。借りる方の募集方法につきましても、貸付規程の第5から第7に募集の方法、

申込みの方法、選考方法がございます。農地の貸付期間も1年間となっておりますので、規程に入れております。農地を適切に利用するための方法につきましても、貸付規程の第4、貸付条件に記載がございます。あと、今回設定する権利につきましては、別表のほうに、権利の種類が賃借権となっておりますので、全て貸付規程に記載がございます。

続いて、法第3条第3項において、農業委員会は、要件に該当すると認められるときは、その旨の承認をするものと法律に定められております。その点について御説明いたします。

1、申請された農地が、周辺の農地を農業上の利用を確保する見地からみて位置や規模が妥当であるか、2、借り受ける者の募集方法や選考方法が公平かつ妥当か、3、法3条第2項の第3号から第5号までが規程で妥当であるか、4、農地所有者が行う耕作の事業であることにつきまして、御確認いただきたいと思っております。

まず、1につきまして、周辺の農地との兼ね合いについて妥当であるかということでございます。こちらについて、事務局としては問題がないと考えておりますが、皆様のほうで協議いただければと思います。

2の借り受ける者の募集方法については規程のほうに出ておりますが、そちらの方法につきましても、一般的なものであり妥当だと考えておりますが、改めてこちらの場で御協議いただければと思います。

3については、貸付期間や金額など法3条の第2項第3号から第5号が貸付期間や金額などについてと、貸付規程第4の貸付条件の中身が妥当であるかどうか、最後に、第5号が、別表の権利の種類において賃借権となっているところが妥当であるかというところを委員会で判断いただきたいというところです。最後、4の農地所有者が行う耕作の事業であることというところにつきましては、申請者が市民農園の管理運営に従事することとなっておりまして、こちらも規程の第8に、貸付主体がどういった形で管理運営に関わってくるかの記載がございますの

で、そちらが妥当かどうかというところを委員会のほうで問題がないか確認していただきて、判断いただきたいというところになります。

今回、初めての事例ですので、どういったところを見るかが分かりにくいかと思いますので、資料としてまとめさせていただきました。皆様で御確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号について、現地の確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、浅見委員、お願いします。

6番 農地の境界は確認できました。当日伺ったときに、7.5m²の区画を4か所測って区画をつくっておりました。こちらに記載のあるように30区画やるという予定でしたので、そちらも確認させていただきました。一部、市街化区域のところで10年ぐらい前からシェア畠というか、そういうところを利用して市民の方に農地をお貸ししてちょっとやっていたそうなんです。以前は15m²だったんですが、ちょっと区画が多いということで7.5m²に変更してやられているそうです。コロナ禍もあり、初めは、参加というか志望する方が少なかったんですが、コロナ禍で人と接することができなかつたということで、そういうことも相まって、たくさんの方に募集していただきて、今は最初のところが全部埋まっているとおっしゃっていました。

こちらは、マイファームさんというところで、週二、三日のうちの二、三時間は係の方がいらしてサポートするということをおっしゃっていました。そちらで種とかも送っていただきたりして、お客様が作りたいものを作ることをやるそうです。

生産緑地なので、開設者の方にも、畠のほうを管理するということを当日確認しました。その方も体調を崩していた時期もあったのでこういうことも考えましたとおっしゃっていました。こちらの畠は栗畠だったので、木をちょっと伐採して、今まだ

畑を開墾というか、やっている最中だったので根っことかがちよっと散らばっていたんですけども、そちらもちゃんと処分していただけたというお話をしました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高橋委員、お願いします。

12番 浅見委員がおっしゃったとおり、以前既にやっている市民農園の延長ということで、規模を広げたいということを話しておりました。コロナで結構家にいることが多いので、そういう市民、家族というか、そういうので畑をやる人が増える見込みがあるので、事業者（管理会社）の協力を得て進めたいと。畑へ行ったときにはちょうどこれの準備をしている段階だったので、本人も片づけるということを、先ほどおっしゃった根っことか枝とかを片づけて、開園に向けて準備を進めるというふうにおっしゃっていましたので大丈夫だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、宿谷委員、お願いします。

7番 2人の委員の言ったとおりだと思います。あと、本人も畑に在中しているということも言っておりました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 補足いたしますと、先ほど浅見委員、高橋委員からありました従前やっていたらっしゃったというところは、農地台帳に載っていない宅地でやっていたとしたことなので、農業委員会の管轄外のところではありますが、そこで十分な利用者さんがいらっしゃったということで、より広げて今回は農地台帳に載っている生産緑地のほうでということでございました。

従前のほうは自然栽培的なことをされるような方もいらっしゃったようなんですかけども、今回のこちらの生産緑地のほうについてはいかがなんですかという話をしたら、確かに無農薬であるとかそういうのを求めている方が多いけれども、本当に

自然栽培と放置しているところの境が分からなくなるようなことはないように、管理人さんのほうで適切な除草などの指導をするというところで、7.5m²についての使用収益権を与えるという契約でございますけれども、問題のない管理をするということでございましたので、いいかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、法律に基づきまして、本総会では申請された特例農地の貸付規程について審査をいたします。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があつたらお願ひしたいと思います。

田中委員、お願ひします。

14番 勉強不足で大変申し訳ないんですけれども、市民農園促進法と、この特定農地のほうの市民農園の違いというのは、どういうふうな違いがあるんですか。

係長 回答させていただきますが、事務局も今回の特定農地貸付につきましては初めてということもありまして、かなりいろいろ調べさせていただきましたが、市民農園の今おっしゃっていた法律。確かに法律が幾つかございまして、ほかの方法の開設などもございます。今おっしゃっていたものにつきましては、今回の対象ではないので細かく調べたわけではないんですけれども、大規模な市民農園とかで施設をつけた形で開設するとか、そういういった別の方法を取られる場合は、今委員がおっしゃっていたような別の法律でされるということで、今回みたいに農業者が所有して、そういう施設をつくらないような場合、所有者本人が開設、管理していくような市民農園につきましては、特定農地貸付による市民農園の開設というのが一般的ということで、都内のはうにおいても、一般的にこの法律を使われることが非常に多いということは聞いております。

以上となります。

議長 田中委員、いかがでしようか。

14番 分かりました。

11番 補足してもいいですか。会長のほうがお詳しいと思いますけれども、今回、厳密に言えば、特定都市農地貸付になると思うんですけども、農地法の3条の特例ということですね。使用収益権を与えるけれども、農地法3条許可は要らないよと。市民農園整備促進法というのは、4条、5条の特例ですね。物を建てるときに、普通は転用許可が必要なんだけれども、そのところを整備促進法で認定すれば4条、5条もパスするというところだと思います。3条も含めてですけれども、そういうことだと思います。

それゆえ、事務局がおっしゃったように、大規模に設備を設置するというときには4条、5条、そのほかにも都市計画法で開発許可が必要なると思うんですけども、そういうのを一気通貫で整備促進法のほうで認定を受ければ、個別の許可とか申請が要らないよということだと私は理解しております。

議長 浅見委員、お願ひします。

6番 御質問なんですが、市民農園を開設するに当たって、トイレのことがちょっと気になったんですが、近くにコンビニがあったのでそちらを使うとおっしゃっていたんですけども、普通の市民農園をやるときというのは、トイレというのはどういうふうになっているんですか。どうなっているというか、つぐらなきやいけないのか、ちょっと勉強不足で分からんんですけども、ボランティアを頼むときにトイレをつぐらないと駄目だと聞いたことがあるんですけども、こういう市民農園のときというのは、近くにそういうトイレがあればできますよとか何かあるんですか。

議長 今回の場合は、トイレなしということでございますよね。それで、近くのコンビニのを使うということになっていますけれども、これに関してはたしか規定というのはなかったと思いましたけれども、いかがでしょう。あと、市民農園では、トイレは必要なんですかという質問も併せて言いましたね。今回の場合だけですか。

6番 今回、市民農園は、私も初めてで分からんんですけど

も、近くにコンビニがあったのでトイレがあるからいいんですけれども、自分のところに、生産緑地にボランティアの方を呼ぶときはトイレがないとできないんですよと伺ったことがあったんですけども、別になくてもいいのか大丈夫なのかというか、分からんんですけども。決まりは別にないということでしょうか。

事務局 前担当の農業振興係の知識で申し上げると、援農ボランティアについては、受入れ農家さんにトイレの設置の義務づけまでは特段求めてはいなくて、ただ、トイレがないとなると、女性だったり、遠方から来られる方は難しいので、なかなか条件に合う御案内ができないかもしれませんというようなお話をさせていただいております。ですが、お家が近かったりというような場合は、お車でお越しいただいて、休憩がてらお家のおトイレを使うというような形で援農ボランティアに入っていたくということは、農地にトイレがないという受入れ農家さんのところにも入っていただくという実例があります。

11番 補足ですけれども、先ほど言ったように、市民農園の今回の法律、特定都市農地貸付も、市民農園整備促進法も3条許可を取らなくていいよとか、4条、5条の許可を取らなくていいよ、開発許可を取らなくていいよという認定なので、お手洗いがなければいけないとか、そういうところは、法律上、何か定められているわけではないです。あとは、集客ですよね。法律外のところの経営面で必要性を判断されるということだと思います。

5番 ピントが外れているかもしれないんですけども、例えば法律ではそういうことがなくて、ただ、東京都は一応GAPを推進していまして、GAPの規定上は労働衛生上、トイレを担保するだとか、けががあったときにはすぐに対応できるようにとか、そういう規定があって、例えば東京都のGAPを取るだとか国際的なGAPを取っていますというんだったらそういうことをしないといけませんという規定というんですか、基準があるんですね。それと混乱されているかもしれないんですが、

私も法律のほうはよく分からぬんですけども、法律上はないということですね。

議長 ありがとうございます。

そのほか御質問はありますか。よろしいでしょうか。

16番 私も勉強不足でちょっと教えてもらいたいんですけども、今まで体験農園が既に何か所か市内で行われていると思うんですけども、今回の貸付については、それとは別のスキームでやるという形の理解でよろしいんですか。

議長 今の質問は、体験農園とは違う形でやるという意味の質問ですか。

16番 はい。

議長 そういうことです。体験農園とはまるきり違う形です。

それでは、質問がないと認め、貸付規程の承認書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

まず、私のほうから、市民農園の運営に対して2点ほど質問させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

現地調査の際にお聞きしたと思うんですけども、こちらの農園では、できる限り農薬を使わない方針で運営されるということでした。農との触れ合いを借主が体験できる場として頑張っていただければと思います。一方で、雑草の管理や害虫への対応は大変ではないかと想像されております。

そこで質問させていただきます。まず1点目、貸付規程の第8条では、施設の管理・運営の図るため、管理人を設置することですが、申請者と管理人との業務分担について、まず御説明をお願いしたいと思います。

申請人 今回、市民農園、私が基本的には開設者ということになってしまいます。それは、もう基本的には主たる従事者という条件

がありますので、それは私がメインでやると。私の力だけでは足りない部分がありますので、それは、今回いろいろやっていただくこちらの方と組んでやっていくということになっておりますので、そういう形を取っております。それで、ほかでもやっておりますので、ノウハウを持っている部分がありますので、そのところを協力しながらやっていこうという状態になっております。

先ほど言われた集客とかそういうところから始まって、いろいろノウハウを共同で運営していくと。そして、やはりお客様との窓口になつていただく部分もありますので、先ほど言われたように、雑草が伸びていたら、適宜、そこをお客様にお伝えして、管理してくださいと言っております。そして、もし足りない部分がありましたら、それは管理者及び私のほうで、草を刈るとか、手入れをするとか、その辺の補助をしていくような形を取っていきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、2点目です。貸付区画内の栽培や雑草などに対する農園の指導方針について、例えば先ほど説明がありましたけれども、口頭のみ、もしくはある程度手を貸すと今言われたと思うんですけども、貸付者との関わりの程度についてちょっと説明を、ダブルの面がありますけれども、お願いします。

申請人 基本的には、先ほど言った管理者もいらっしゃいますし、私も適宜、農園を適宜チェックに行きますので、そこで質問等があればいろいろ受けさせてもらって、それで適宜答えていくような形を取ります。

それから、今、季刊誌になってしまったんですけども、年4回、会報誌をお客様にお配りしまして、その中には、いろんな植え付けのやり方とか、管理のやり方、ちょっとした種まで少しつけていますので、そういうものを読んでいただいて、やっていただけます。そして、それが足りない部分は、アドバイザーですとか私が指導していくという状態です。

以上です。

議長 ありがとうございました。この間、こちらのチラシも頂きました、見せていただきまして、あと、委員さんの中からもちょっと心配されたのは、この中でトイレがないので大丈夫なんですかという質問があったと思うんですけれども、近くのコンビニを利用するから大丈夫だよということで、今まで貸している部分がありましたよね。その方もずっとコンビニでトイレを借りていたということで、今後もそういう形を取っていくということなんですね。

申請人 トイレの問題ですけれども、基本的に下水道を入れられていないというのと、どうしてもレンタルのものを借りるとなるとやっぱり値段がかかりしまいますので、その辺はやっぱり。あとは、面積的にも小さいですから、ぱっと来てすぐ作業をして、疲れたらちょっと飲み物をコンビニに買いに行くついでにでも、そちらお借りしたらいかがかなと思いますので、今のところそれで問題なくやってきておりますので、大丈夫だと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問があつたらお願ひしたいと思います。

田中委員、お願ひします。

14番 二、三点質問させてもらいます。

1点目ですけれども、この利用者が自転車等を利用した場合、自転車置場というのは、どこにつくるんでしょうか。また、取った収穫物の中に結構ごみ等があるんですが、そのごみ等は、この中でごみ穴を掘ってその中に埋めるのか。

あともう1点ですが、管理会社ですが、こういうふうな市民農園をどこかでもやっているんでしょうか、その3点をお聞きしたいんですが。

申請人 まず第1点、自転車置場の問題ですね。これは、本来いいのかどうか分からぬですが、うちの場合、今既にやっておる

場所は宅地の部分でやっておりますので、そちら側の通路をちょっと幅広く取ってありますので、そこへ適宜置いていただくような状態になっております。

それから、次に残渣の問題。それは別のところに、借りている人の中で置くのではちょっと置き切れない場合がありますので、今、残渣置場というのを別のところに設けてあります。適宜それは堆肥化して、また利用者さんに利用していただくという状態になっております。

3番目のほかで開設されているというは、この辺だと、東大和、府中、それから横浜ですとかいろんなところでやっておりまして、都内だと、あとは自由が丘とかでも開設しております。詳しくはホームページを見ていただくと出てくると思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

田中委員、いいですか。

14番 もう1個いいですか。大変聞きづらい点がございまして、この賃料の7万7,000円というのはどういうふうな根拠で設定した金額でしょうか。

申請人 7万7,000円は、消費税を込みで7万7,000円になっておりまして、毎月の金額でいいますと5,000円です。5,000円で毎月ですから12か月で6万円、そして入会金というのが1万円発生しておりますので、合計7万円で消費税を含めまして7万7,000円。それが初年度です。それで、次はちょっと割引があったりしての設定になっております。

この金額が果たしてどうなのかという設定ですが、例えば別の会社が高島屋の屋上でやっておられるのは、本当にこんなちっちゃなプランター2個で月額たしか1万円だったような気がするんですけども、そういうのから見たら妥当な線かなと思うところでもあります。

以上です。

議長 そのほかはよろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、皆さんからの質問がありませんので以上になりますが、立川市として初めての試みだと思うんですね。なので、ぜひ今後もこの事業を大成功に進められるようにお願いしたいと思います。そのことによって、また新しくやられる方も出てくるかと思いますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号、特定農地貸付に関する農地法等の特例について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することと決します。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、6件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりとなります。

現地調査を、鈴木会長、高杉委員、田中委員、内野委員、鴻地委員、岡部委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

まず、議案第3号の1、栄町2丁目5筆と3丁目の6筆になります。略図の1を御覧ください。略図1は、東立川駐屯地の北に広がる農地で、サルスベリやカエデなど200種、2,000本の植木を生産している農地となります。剪定枝が残っておりましたが、近日中に処分を予定しているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認がでております。

続きまして、議案第3号の2、砂川町5丁目の4筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、砂川5番の北に広がる農地で、今後の作付に向け耕うんされたばかりとのことでした。一部に栗やビワが植えられているほか、今後はトマトやピーマン、スイカの作付を予定しているとのことでした。剪定枝が残っておりましたが、今後処分するとのことです。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の3、砂川町3丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、見影橋公園の南に広がる農地で、エゴやソヨゴなど植木生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の4、上砂町4丁目の2筆となります。略図の4を御覧ください。略図4は、見影橋公園西に広がる農地で、栗のほか、ピーマンや大根などの作付を始めておりました。今後、サツマイモなどの作付も予定されております。畠内に数種類の獣の足跡が見られ、食害などもあるとのことです。栗の木がかなり大きくなっていたため、委員より早めに剪定されたほうがよいと指摘がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第3号の5、西砂町5丁目の1筆となります。略図の5を御覧ください。略図5は、第七中学校の西に広がる農地で、今後サツマイモやサトイモの作付を予定しているとのことでした。庭先で販売も行っているとのことです。こちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第3号の6、西砂町3丁目の2筆となります。略図の6を御覧ください。略図6は、横田基地の南に広がる農地で、東側の農地では小麦や菜の花などのほか、ブルーベリーの生産もされておりました。西側の農地では小麦や梅を生産されておりました。西側農地の南に別の方の住宅があるのですが、そちらの方の所有物が風が吹くたびに畠内の梅や電線に干渉しておりましたので、その所有者の方に対して相談されるようにお伝えをしております。肥培管理はどちらも良好で、境界も確

認でております。

議案第3号につきましては以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、現地の確認を担当された委員さんから、補足説明をお願いしたいと思います。中立委員の岩崎委員は、最後に追加説明があったらまた振りますので、そのときにお願いしたいと思います。

まず初めに、1番、高杉委員、お願ひします。

3番 この方の畠は、植木なんですけれども、うちのほうの地区的畠では一番でかいところなんですけれども、肥培管理は良好でした。切った枝なんかが置いてあったんですが、これはかなり広大な面積がありますので、まとめて処分するということで、しばらくたまるまで置いておいて、それから瑞穂のほうまで運ぶと言っていました。あと、抜根した根っこなんかもあったんですけれども、それはやはり目方でお金がかかるため、乾燥させてから処分するということで、やはり置いてありました。それ以外は本当にきれいな畠で、全く問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、2番ですね。田中委員、お願ひします。

14番 この方の畠ですけれども、図面を見ますと、ちょっと北のほうにぽちょっと四角い箇所がありますけれども、これは内墓の跡ということございます。この方は、耕作をしたばかりのような畠でした。ジャガイモは植えてあると言っていました。それで、夏野菜を植えるのは、自分で種をまいて今苗を育てていると言っておりました。問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、3番を内野委員お願ひします。

4番 この方の畠なんですけれども、境界石も確認できましたし、肥培管理も良好でした。植木のほうの木もちゃんと剪定されまして、夏とかによく近くを通るんですけども、夏も草も一切

なく、きれいに管理されています。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、4番を鴻地委員、お願いします。

10番 説明があったとおりです。境界も確認できました。一部指導という形で、栗の木が大分大きくなっていたので、早めに剪定するように、あまり大きくなっちゃうと大変なので、早く剪定するように指導いたしました。

ちょっと話が違うかもしれません、東隣の農家さんが結構木が大きかったんですが、今回大幅に剪定したので日当たりがよくなつたので、これからいろいろと作物を植えたいと言っておりましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番、6番を、岡部委員お願いします。

17番 まず、5番の方の畠なんですけれども、本当にきれいにされておりました。これから出荷に備えてきれいにしているということなんですけれども、全てこの方は種や苗を一遍に買って、まずとにかく植えちゃうと。それで、庭先で販売をするというような形を取っているそうです。境界も確認できましたし、問題ないと思います。

続きまして、6番の方なんですけれども、広いほうの畠は、うどんに適した小麦を作っておりますし、狭い方の畠には梅とパンに適した小麦、両方ともみのーれで販売しているそうです。管理もよくできておりますし、境界も問題なく確認できましたので、よろしいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

追加説明がありましたら、岩崎委員、お願いします。

11番 最後の西砂の方は、以前農地パトロールで回った農地だったと思うんですけれども、それがきれいな状態になっておりましたので、農地パトロールの効果が出ていると思います。そ

いうところも含めて、今後の農地パトロールと、その次につなげていくような適正な指導ができればと思いました。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め採決に移ります。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、2件議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、事務局より、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について報告させていただきます。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりとなります。略図の1を御覧ください。土地の所在は若葉町2丁目の3筆、面積は3, 981. 97m²になります。

続いて、略図2を御覧ください。土地の所在は若葉町2丁目の1筆、面積は177. 75m²になります。

今回証明する方については同一となってございます。申出の事由については死亡、証明内容は生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。この方は、私の担当地区ですので、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番のところは、果樹とかを作っていた農地でございました。あと、2番は兄弟の共有名義になっていたところです。

そこも野菜を作っていたところでございます。ということで、こちらについても、肥培管理等についても問題なくされていましたので、問題はないかと思います。

以上になります。

ただいま説明がありました件について、質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め採決に移ります。

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第5号、生産緑地等農地の肥培管理基準の改正について、1件議題に呈します。

それでは、事務局よりお願いします。

局長 議案第5号、生産緑地等農地の肥培管理基準の改正について御説明をいたします。

農業委員会では、平成20年にこちらの肥培管理基準を制定し、施行して活用してまいりました。しかし、その間、農地の減少や宅地化により農業生産の環境も変化してきております。このため、これまでの基準と現状において乖離も生じてきておりますし、また、委員会の指導においても、基準にないような内容もございました。このため、昨年から担当委員と肥培管理基準の改正について話し合いを重ねてきておりまして、何度か全員協議会で御審議をいただきました。その結果、おおむね開催内容について御了承いただいておりますけれども、基準の表現や法的解釈に誤りがあるとの指摘もありましたので、事務局のほうで修正を行ってきております。

肥培管理基準の改正につきましては、総会に諮り改正することとなっていることから、今回御提出させていただいておりま

す。議案第5号の新旧対照表を御覧ください。改正前が右、改正後が左となっております。下線部分が改正部分となります。表現方法の改正についてはそれぞれ御覧をいただきまして、今回は主に新規の部分について御説明をいたします。

まず、1、共通事項ですけれども、剪定枝や雑草についての項目を新設しております。現地調査時に委員の方の指導が一番多いにもかかわらず、記載がなかった項目となります。また、土砂や落ち葉の流出、飛散防止は、市民からの苦情が一番多いということから、今回新設をしております。ただし、自然環境によるものなので、農業者で対処できる範囲を超えることもあります。このため努力義務として、努めるといった表現にしております。

有機栽培や自然農法については雑草の中に生産物が紛れてしまい、周辺住民から耕作されているのかといった疑問や、また苦情が上がっているところから今回新設しているところです。必ずしも肥培管理に問題があるわけではないので、状況の理解を求めることとし、こちらも努力義務としての表現にしております。

5番の植木畠については、農業委員に植木農業の方がいなかつたことや野菜や果樹栽培の委員から指導に迷いが出るということをございましたので、基準を設けるように意見があり、新設をしております。ポイントとしては、植木を出荷するという出荷を前提とすること。そのためには、通路の確保や管理も必須であることを明記しております。また、歩道や車道に植木がはみ出し通行の妨げとなる事例も多数あり、市民からの苦情になることも多いため、枝の越境はしないようにに基準を設けております。

最後に、補足説明の追記となります。現地調査時に管理が十分とは言えないが、理由があるから仕方がないといったケースが間々あります。管理基準に合致してはいないけれども、正当な理由がある場合には例外とするということで、文言を追記しております。

説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありました件について、何か質問があつたらお願ひします。

今回、新設された点が何点かございます。この中で特に、前期は植木生産された委員の方がいなかつた関係もあって、あまり細かくは記載されていなかつたんですけども、今回かなり改善されていましたので、せっかくなので植木生産をしている高橋委員、この辺はいかがでしようか。

12番 今回、2名の植木の生産をしているプロの目から見ての基準というのを事務局と何回か話し合つたんですけども、とにかく進めてみて、いずれ何年かして、また直したほうがいいんじゃないとかが出てきたら、また皆さんに知恵をいただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、質問がないようでしたら採決に移りたいと思います。

……質疑なしの声

生産緑地等農地の肥培管理基準の改正について、改正することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、改正することに決します。

その他で事務局から何かござりますか。

局長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は、5月26日（月）午後3時から101会議室となります。5月からはクールビズということで、ノーネクタイということでお願いしたいと思います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後 4 時 37 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員